# 知識·概論編



## 特別支援教育や通級による指導について学びたい

| ١. | 特別支援教 | 育・・ | • •   | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
|----|-------|-----|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2. | 通級による | 指導の | 制度    | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| 3. | 自立活動の | 指導・ |       | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 |
| 4. | 教科の内容 | の取扱 | ٠ ١٠١ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9 |
| 5. | 思春期を迎 | えた生 | 徒へ    | の | 指 | 導 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • |   | • | • | • | • | • | П |

## 特別支援教育

≪Keyword≫ 共生社会 インクルーシブ教育システム 連続性のある多様な学びの場 個別の教育的ニーズ 障害者差別解消法 合理的配慮



初めて通級による指導の担当になったミユ先生。特別支援教育 コーディネーターのヒロ先生のところへ相談に来ました。





初めて通級による指導の担当になるのですが、何から始めたらよいのでしょう?

通級による指導について理解するためには、まずは特別支援教育について理解しておく 必要がありますね。特別支援教育は、

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- 知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童 生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生き と活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。

[特別支援教育の推進について(通知)(平成19年4月1日)]より作成

とされています。





特別支援教育は,特別支援学校や特別支援学級だけのものではないのですね。私は特別 支援学校教諭の免許状を持っていないし,携わることはないと思っていたのですが……。

平成24年の文部科学省の調査では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた通常の学級に在籍する児童生徒の割合は約6.5%とされており、その他にも教育的支援を必要としている児童生徒が数多くいる可能性が述べられています。今や、特別支援教育の知識や技術は、校種に関わらず、全ての教員にとって必要なものとなっています。





平成29年度研究成果物「児童生徒の理解と支援のための研修パック」



確かに、どのクラスにも支援を必要とする生徒はいますね。彼らが周囲の生徒と共に学ぶためにも、特別支援教育の充実が求められているのですね。

「共に学ぶ」は<u>インクルーシブ教育システム</u>を理解する上での重要なキーワードです。 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)(平成24年7月)」では,

- 合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 教職員の専門性向上等

の重要性が述べられています。障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶこと を追求するとともに、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であることや、**連続性のあ る多様な学びの場**を用意しておくことが必要であるとの考え方が示されました。





#### 学校における合理的配慮にはどのようなものがありますか?

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」においては,障害者も含めた国民一人一人が,それぞれの立場において差別の解消に向けた具体的な取組を自発的に行うことを促しており,共生社会の実現を目指し,合理的配慮を行うことなどが求められています。

このことを踏まえて、学校現場においては指示や提示の方法の工夫、ICTの活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が行われています。障害のある生徒が通常の学級で学習に参加するために必要な支援は何なのか、学校全体で考えていく必要があります。





平成30年度研究成果物「ともまなびガイド」



様式・資料集 合理的配慮の3観点11項目の表



#### 「連続性のある多様な学びの場」って何ですか?

#### 連続性のある多様な学びの場とは、

通常の学級 通級による指導 特別支援学級 特別支援学校 のことを指します。

個別の教育的ニーズがある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるような環境整備が求められています。ですから、ミユ先生が担当する「通級による指導」はインクルーシブ教育システムを構築する上でとても大きな役割を担っているのですよ。





通級による指導では,連続性のある多様な学びの場の一つとして,生徒の個別の教育的ニーズに応えていくことが重要なのですね!

#### 1 知識・概論編



## 通級による指導の制度

≪Keyword≫ 障害に応じた特別の指導 特別の教育課程 通級による指導の対象
通級による指導の実施時間 自立活動に相当する指導 自立活動の「個別の指導計画」



#### 通級による指導にはどのような指導形態があるのですか?

通級による指導は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の 授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指 導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。「通級指導教室」では、個別指導を 中心とした**障害に応じた特別の指導**をきめ細かに、かつ弾力的に行うことができます。指導 形態には、以下の3つがあります。

| 自校通級 | 生徒が在籍する学校の通級指導教室において指導を受ける。       |
|------|-----------------------------------|
| 他校通級 | 生徒が他の学校の通級指導教室に行き,指導を受ける。         |
| 巡回指導 | 通級による指導の担当教師が通級による指導を受ける生徒の学校に赴く。 |





#### 障害に応じた特別の指導を弾力的に行うとはどういうことですか?

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第140条及び第141条を根拠として、特別の教育課程を編成することができます。その際には、障害に応じた特別の指導を教育課程に加えるか、その一部に替えることができます。

| 特別の教育課程の編成  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|             | 放課後等の授業のない時間に通級による指導の時間を設定する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 教育課程に加える    | 在籍校の教育課程 では、 を では、 を では、 を では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             | 通常の授業時間に通級による指導の時間を設定する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 教育課程の一部に替える | 在籍校の教育課程 障害に応じた<br>特別の指導 坂門市の配慮                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             | ※ 授業時数は増加しないが,授業の内容の補充が課題となる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

障害に応じた特別の指導を教育課程の一部に替える場合,通常の学級における学習を何らかの形で補充する必要が出てきます。具体的には、当該教科担任の先生が授業内容のプリントを渡して家庭で学習させたり、放課後等の時間を利用して補充学習をさせたりする等の方法が考えられます。

そのため、一部の授業に替えて通級による指導の時間を設定する場合には、積み上げが必要な学習でその授業を受けないと内容が分からなくなるような授業を避けたり、家庭学習で補いやすい内容を学習しているときに通級による指導を受けられるようにしたりするなど、学校や学級での工夫・調整が必要となります。





<u>通級による指導の対象</u>となる生徒はどのような生徒ですか?また、どうやって判断すれば よいのですか?

通級による指導の対象となる生徒は,

言語障害者,自閉症者,情緒障害者,弱視者,難聴者,学習障害者(LD),注意欠陥多動性障害者(ADHD),肢体不自由者,病弱者及び身体虚弱者

と定められており,通常の学級での学習におおむね参加でき,一部特別な指導を必要とする程度のものになります。通級による指導を実施するかどうかの判断においては,生徒自身や保護者の意向も確認しながら,医学的な診断の有無のみにとらわれることがないよう留意し,総合的に判断する必要があります。なお,知的障害者は比較的多くの時間,特別支援学級において指導する必要があるので通級による指導の対象には含まれていません。



P.18 入級の判断





様式・資料集 特別な教育支援を必要とする児童生徒のチェックリスト



通級による指導の実施時間はどれくらいなのですか?

生徒一人に対して、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているので、週当たり1単位時間から8単位時間程度までとなりますね。ただし、LDやADHDの生徒については月1時間程度でも効果が期待できることから、年間10単位時間が下限となっています。





生徒の実態によって指導の時間も変わってくるのですね……。

そもそも,障害に応じた特別の指導とはどのようなものですか?通常の学級での授業と 何が違うのですか?

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、高等部指導要領を参考として<u>自立</u>活動に相当する指導を実施します。個々の障害に応じた特別な指導を行うため、生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、自立活動の「個別の指導計画」を作成する必要があります。

通常の教科指導との大きな違いは、具体的な指導内容があらかじめ学習指導要領に定められていないということです。生徒の実態や教育的ニーズに応じて、指導内容を検討していくことで、いわば「オーダーメイドの指導」をしていくわけです。





通常の学級ではできない「オーダーメイドの指導」を行うための, 通級による指導なのですね!

(3)

## 自立活動の指導

≪Keyword≫ 自立活動の内容6区分27項目 「オーダーメイドの指導」
生徒の主体的な学び 自立活動における学習の評価



自立活動とはどのようなものなのでしょう?聞いたことはあるのですが…。

確かに、自立活動は、特別支援学校や特別支援学級など、特別支援教育に携わった先生 以外にはなじみのない言葉かもしれませんが、自立活動は通級による指導の中心となるも のです。ミユ先生に限らず、多くの先生にその内容と意義を押さえておいてもらいたいです ね。

障害のある生徒の場合、その障害によって、日常生活や学習場面において様々な困難が生じるため、他の生徒と同様に発達段階に即した教育をするだけでは十分とは言えません。そのため、個々の実態に応じて、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動です。自立活動の指導を通して、生徒が主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていけるように、生徒の個々の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりします。自立活動の内容は、以下の6区分27項目に分類されています。



## 様式・資料集 学習指導要領における自立活動の内容

|                | (1)   | 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。                   |
|----------------|-------|---|
|                | (2)   | 病気の状態の理解と生活管理に関すること。                    |
| 1 健康の保持        | (3)   | 身体各部の状態の理解と養護に関すること。                    |
|                | (4)   | 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。                 |
|                | (5)   | 健康状態の維持・改善に関すること。                       |
|                | (1)   | 情緒の安定に関すること。                            |
| 2 心理的な安定       | (2)   | 状況の理解と変化への対応に関すること。                     |
|                | (3)   | 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。       |
|                | (1)   | 他者とのかかわりの基礎に関すること。                      |
| <br> 3 人間関係の形成 | (2)   | 他者の意図や感情の理解に関すること。                      |
| 3 八旬気派のがみ      | (3)   | 自己の理解と行動の調整に関すること。                      |
|                | (4)   | 集団への参加の基礎に関すること。                        |
|                | (1)   | 保有する感覚の活用に関すること。                        |
|                | (2)   | 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。               |
| 4 環境の把握        | (3)   | 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。                   |
|                | (4)   | 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 |
|                | (5)   | 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。               |
|                | (1)   | 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。                   |
|                |       | 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。              |
| 5 身体の動き        | · - / | 日常生活に必要な基本動作に関すること。                     |
|                |       | 身体の移動能力に関すること。                          |
|                | (-,   | 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。                   |
|                | ,     | コミュニケーションの基礎的能力に関すること。                  |
|                | (2)   |   |
| 6 コミュニケーション    |       | 言語の形成と活用に関すること。                         |
|                | ,     | コミュニケーションの手段の選択と活用に関すること。               |
|                | (5)   | 状況に応じたコミュニケーションに関すること。                  |



#### こんなに細かく分類・整理されているのですね!これをどのように活用するのですか?

生徒の実態把握の際には、障害名のみで判断して特定の指導内容に偏ることがないように注意しなければなりません。この6区分27項目の窓を通すことで、対象となる生徒の全体像を捉えて整理していきます。

また、この6区分27項目は指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目を選定したり、 指導すべき課題相互の関連を検討したりする際の視点にもなります。

実態把握や指導目標の設定において自立活動の内容6区分27項目の窓を通すことで、 オーダーメイドの指導の根拠が明確に示されるわけです。





P.27 自立活動の「個別の指導計画」作成のための流れ図



オーダーメイドだからこそ,なぜその内容を指導するのかの根拠が必要なのですね! ところで,より具体的な指導内容はどのように決めていけばよいのでしょうか?

具体的な指導内容を考える際には、できないことや苦手なことに目が行きがちですが、まずは生徒に寄り添うことが重要です。教員の見立てを押し付けるのではなく、以下の点を考慮し、指導の内容を決めていきましょう。

- ア 主体的に取り組む指導内容
- イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
- ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
- エ 自ら環境と関わり合う指導内容 ※幼稚部教育要領
- オ 自ら環境を整える指導内容
- カ 自己選択・自己決定を促す指導内容
- キ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

[特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編]より





通級による指導においても、<u>生徒の主体的な学び</u>を促すことが重要なのですね! 生徒の学習状況や成果はどのように評価すればよいですか?

教科指導と同様に,自立活動の指導においても評価が重要です。

指導計画は仮説に基づいて立てた見通しであるため,実際の指導を通して適宜修正を図ります。そのためには,**自立活動における学習の評価**を行い,生徒の変容やつまずきのポイントを明らかにする必要があります。

また,生徒の主体的な学びを促すためにも,生徒自身が学習を振り返ることで自己理解を 深めたり,自己肯定感を高めたりしていくことが重要です。

なお,指導の内容や結果は,指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載する,もしくは個別の指導計画の写しを添付すること(指導要録に記載される内容が確実に書かれていることが条件)となります。



#### 1 知識・概論編



## 教科の内容の取扱い

## ≪Keyword≫ 各教科の内容を取り扱いながら 単なる教科の補充指導が行えるとの誤解 「学び方を学ぶ」

#### 障害に応じた特別の指導について、

障害に応じた特別の指導は…(中略)…<u>特に必要があるときは</u>,障害の状態に応じて<u>各教</u> <u>科の内容を取り扱いながら</u>行うことができる。

[学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部省告示第7号)]



とあります。これは,通級による指導で教科の指導をしてもよいということですか?

通級による指導は、各教科の内容を取り扱う場合であっても、自立活動に相当する指導が 基本であるとの位置付けが明確化されています。通級による指導が単なる教科の補充指導 にならないようにしなければなりません。

指摘のあった「<u>各教科の内容を取り扱いながら</u>行うことができる」という一文は、平成 28年の文部科学省告示により改正されたものですが、改正前は以下のようなものでした。

改正前 特に必要があるときは、障害の状態に応じて 各教科の補充をするための特別の指導を含む ものとする。 

改正後 特に必要があるときは、障害の状態に応じて 各教科の内容を取り扱いながら 行うことができる。





「各教科の補充」という文言が削除されて,「各教科の内容を取り扱いながら」に変わったのですね!

このような改正がなされたのは、これまでの記述が、障害による困難の克服とは直接関係のない<u>単なる教科の補充指導が行えるとの誤解</u>を招いていたためです。

したがって、改正前後の文章の比較から分かるように、通級による指導の内容は単なる教 科の補充指導ではなく、あくまでも障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的 とした指導、すなわち、自立活動に相当する指導が基本であると言えます。





通級による指導では単なる教科の補充指導を行うことはできないのですね……。 では、「各教科の内容を取り扱いながら」とは具体的にどのような指導なのでしょうか?

#### 例えば以下のようなものとなります。

#### ≪ L D傾向の生徒への指導≫

- ・ 国語の内容を取り扱い,読みが苦手な生徒に対して,障害の特性に応じた 読みやすくなる工夫を練習させる。
- ・ 数学の内容を取り扱い,計算が苦手な生徒に対して,具体的な場面を想像 して考え方を理解させる。

#### ≪ADHD傾向の生徒への指導≫

- ・ 国語の内容を取り扱い,漢字のへんやつくり,意味に着目して比べて違い を意識できる指導を行う。
- 数学の内容を取り扱い、文章題の必要な情報に注目できるよう練習をして から解くようにする指導を行う。

[文部科学省 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引(海文堂)より]

生徒の障害の状態に応じた学習方法を習得させる際に、教科の内容を取り扱いながら指導 することができるということです。

通級による指導は、障害のある生徒が通常の学級で共に学ぶことを支える役割を担っています。生徒自身が、「自分は〇〇することが苦手だけど、〇〇をすれば理解することができる」というように、通級による指導で身に付けた学習方法を生かして、通常の学級での学習に参加することを目指します。したがって、通級指導教室は教科の内容を学ぶ場ではなく、「自分の特性を知り、自分に合った学び方を学ぶ場」と捉えておくとよいでしょう。





なるほど,「<u>学び方を学ぶ</u>」ために自立活動を行うわけですね。 ……ということは,私が各教科の学習の仕方について教えるということ?! それとも各教科の先生が指導をすることになるのですか??

教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許 状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいとされてい ます。当該教科の教員と指導の内容について相談しながら、生徒の障害による困難の改善・ 克服のための指導を協力して行っていくことが重要です。

通級による指導の内容はあくまでも自立活動ですから,通級指導担当教員であるミュ先 生が指導を行うことが基本です。





通級による指導の内容について先生方にも理解してもらい,協力していただけるように 頑張ります!

#### 1 知識・概論編



## 思春期を迎えた生徒への指導

《Keyword》 思春期の発達課題 自己理解を深める 自己肯定感を高める 将来的な自立・就労に備える 周囲への理解



生徒は思春期を迎えていて,通級による指導を受けることに抵抗感があると思うのですが,どのように指導していけばよいでしょうか。

思春期は,様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期であり,指導をしていくに 当たっては心情への配慮が必要です。特に,通級による指導のように,他の生徒と違う指導を 別室で受けることについては,抵抗感を持つことが考えられます。

「こどもの徳育に関する懇談会」(平成21年8月)では,<u>思春期(青年前期)の発達における</u> 重視すべき課題として,

- 人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ、向上を図るなど自己の 在り方に関する思考
- 社会の一員として自立した生活を営む力の育成
- 法やきまりの意義の理解や公徳心の自覚

[文部科学省 子どもの徳育に関する懇談会 「審議の概要」より]

が挙げられています。障害による困難を抱えた中学生にとって, 通級指導教室での自立活動 が重要な役割を果たすことが分かります。

思春期を迎えた生徒に通級による指導を行うに当たっては、指導内容に配慮しましょう。教 員の一方的な見立てで指導内容を決定するのではなく、生徒自身の気持ちを尊重していくこ とが重要です。その中で、例えば、

- 心理的な安定を図り、自己理解を深める指導
- ライフスキルを高め、<u>自己肯定感を高める</u>指導
- 自分の持てる力を生かし、<br/>将来的な自立・就労に備える<br/>指導

[新版「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック(東洋館出版社)より]

などを行っていくことが有効であると考えられます。

また,校舎内における通級指導教室の位置を工夫したり,外から見えづらいように教室内 のレイアウトを工夫したりすることもできるとよいですね。





#### 通級による指導のことを、周囲の生徒に対してはどのように伝えていくとよいでしょうか。

<u>周囲の生徒に対して理解を促していく</u>ことも、思春期を迎えた生徒に通級による指導を行っていく上で重要な視点ですね。

誰にでも得意・不得意があることを理解させたり、それぞれが持ち味を生かして活躍していくことの重要性に気付かせたりしながら、共生社会の担い手としての基礎を育てていくことが重要です。

通級による指導が生徒たちにとって特別なものでなくなれば、インクルーシブ教育システム 構築や共生社会の形成に向けた、大きな一歩となりますね。





### それは素晴らしいことですね! 通級指導担当教員として頑張れそうな気がしてきました!

通級による指導を実際に担当している先生は、通級による指導のやりがいについてこのように述べています。

- 通級による指導を受けた生徒が、心理的に安定して学校生活が送れるよう になった。
- 周囲の友達とのトラブルが減り、良好な人間関係を構築できるようになった。
- 自分の苦手なことへの対応策を知り、学習意欲や登校意欲が増した。
- できない部分ばかり見られていた生徒が、周りの生徒にできることを認められ、自信を持って生活できるようになった。生徒の自己肯定感が高まった。

[令和元年度 宮城県の中学校における通級指導担当教員を対象としたアンケート調査より]

通級による指導を通して、生徒の日常生活や学習において望ましい変容が見られたときに やりがいを感じるようです。

通級指導担当教員は、障害による困難を抱えている生徒の自立を支えていく重要な役割を担っています。





通級による指導は、生徒の学びを支える重要な役割を担っているのですね。生徒と共に、 私自身も成長できるように頑張っていきます!